

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年4月10日

【会社名】 株式会社Macbee Planet

【英訳名】 Macbee Planet, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 執行役員 千葉 知裕

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03-3406-8858(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 川上 昂士

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号

【電話番号】 03-3406-8858(代表)

【事務連絡者氏名】 経営企画室長 川上 昂士

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

一般募集	4,704,183,000円
オーバーアロットメントによる売出し	754,859,250円

(注) 1. 募集金額は、会社法上の払込金額(以下「発行価額」という。)の総額であり、2023年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した、一般募集のうち、日本国内において販売される株式数の上限における見込額であります。日本国内において販売される株式数に關しましては、本文「第一部 証券情報 第1 募集要項 1 新規発行株式」(注)2をご参照下さい。
ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

2. 売出金額は、売出価額の総額であり、2023年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

【安定操作に関する事項】

1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	270,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 2023年4月10日(月)開催の取締役会決議によります。

2. 上記発行数270,000株は、2023年4月10日(月)開催の取締役会決議により決定された公募による新株式発行に係る募集株式数270,000株の募集(以下「一般募集」という。)のうち、日本国内において販売される株式数(以下「一般募集における国内販売株式数」という。また、かかる日本国内における販売を「一般募集における国内販売」という。)の上限であります。一般募集においては募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「一般募集における海外販売」といい、一般募集における海外販売の対象となる株式数を「一般募集における海外販売株式数」という。)されることがありますが、一般募集における海外販売株式数は、本有価証券届出書の提出日(2023年4月10日(月))現在、未定です。

なお、一般募集の募集株式数のうち一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)及び一般募集における海外販売株式数は、一般募集(一般募集における海外販売を含む。)の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日(後記「2 株式募集の方法及び条件」に定義する。)に決定されます。また、一般募集における海外販売の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。

3. 一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、40,500株を上限として一般募集の主幹会社である株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

これに関連して、当社は2023年4月10日(月)開催の取締役会決議により、一般募集とは別に、株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当による当社普通株式40,500株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決定しております。その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資について」をご参照下さい。

4. 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

5. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

2023年4月18日(火)から2023年4月20日(木)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における価額(発行価格)の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当			
一般募集	270,000株	4,704,183,000	2,352,091,500
計(総発行株式)	270,000株	4,704,183,000	2,352,091,500

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集します。
2. 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
4. 発行数、発行価額の総額及び資本組入額の総額は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
5. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2023年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【募集の条件】

発行価格 (円)	発行価額 (円)	資本組入額 (円)	申込株数 単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2023年4月21日(金) 至 2023年4月24日(月) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2023年4月27日(木) (注)3

- (注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2023年4月18日(火)から2023年4月20日(木)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(払込金額)であり、当社が引受人より1株当たりの払込金額として受取る金額及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は、前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額を前記「(1) 募集の方法」に記載の一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)で除した金額とします。今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://macbee-planet.com/ir/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。
2. 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定します。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがありますが、当該需要状況等の把握期間は、最長で2023年4月14日(金)から2023年4月20日(木)までとしておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2023年4月18日(火)から2023年4月20日(木)までを予定しております。
- したがって、
発行価格等決定日が2023年4月18日(火)の場合、申込期間は「自 2023年4月19日(水) 至 2023年4月20日(木)」、払込期日は「2023年4月25日(火)」
発行価格等決定日が2023年4月19日(水)の場合、申込期間は「自 2023年4月20日(木) 至 2023年4月21日(金)」、払込期日は「2023年4月26日(水)」
発行価格等決定日が2023年4月20日(木)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおりとなりますので、ご注意ください。
4. 一般募集の主幹事会社は、株式会社SBI証券です。
5. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしてします。
6. 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。
7. 申込証拠金には、利息をつけません。

8. 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2023年4月18日(火)の場合、受渡期日は「2023年4月26日(水)」

発行価格等決定日が2023年4月19日(水)の場合、受渡期日は「2023年4月27日(木)」

発行価格等決定日が2023年4月20日(木)の場合、受渡期日は「2023年4月28日(金)」

となりますので、ご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄記載の引受人の本支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名 又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	未定	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
計		270,000株	

(注) 1. 引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、発行価格等決定日に決定されます。なお、引受株式数及び引受株式数の合計(新規発行株式の発行数)は、一般募集における国内販売株式数(新規発行株式の発行数)の上限(引受株式数は未定)に係るものであります。

2. 引受人は、上記引受株式数のうち一部を、他の金融商品取引業者に販売を委託することがあります。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
4,704,183,000	38,000,000	4,666,183,000

- (注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額)、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)は、一般募集における国内販売株式数の上限に係るものであります。一般募集における海外販売株式数に係るものに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について」をご参照下さい。
2. 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。
3. 払込金額の総額は、2023年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)4,666,183,000円については、一般募集における海外販売に係る手取概算額(未定)及び一般募集と同日付の取締役会決議により決定された本第三者割当増資の手取概算額上限699,627,450円と合わせて、手取概算額合計上限5,365,810,450円(以下「本調達資金」という。)について、手取金の使途は主に以下のとおりとなります。なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

資金使途	金額 (百万円)	支出予定時期
株式会社Alpha及び株式会社ネットマーケティングのM&Aに伴う借入金の返済	3,600	2023年5月～2027年4月
人員増強及びオフィス拡張	1,578	2023年5月～2027年4月
マーケティング費用	187	2023年5月～2027年4月
計	5,365	

具体的な本調達資金の使途は以下のとおりです。

財務体質の強化及び経営基盤安定化のために、2021年8月に実施した株式会社Alpha及び2023年3月に実施した株式会社ネットマーケティングのM&Aに伴う借入金(株式会社AlphaのM&Aに伴う借入金800百万円のうち、2023年3月31日現在の借入残高は533百万円、株式会社ネットマーケティングのM&Aに伴う借入金5,370百万円のうち、2023年3月31日現在の借入残高は5,370百万円となっております。)を返済する予定です。そのため、2027年4月までに3,600百万円(2024年4月期：840百万円、2025年4月期以降：2,760百万円)を充当する予定です。なお、当社による株式取得に先立つ2023年3月1日、株式会社ネットマーケティングは、株式会社withが設立した株式会社Omiai(本社：東京都渋谷区、代表取締役：清水 宏昭)に対して、そのメディア事業を吸収分割の方法にて承継しております。よって、当社は、広告事業のみを運営する株式会社ネットマーケティングを完全子会社化したこととなります。

当社グループは2024年4月期に向けた中期経営計画の重要施策としてナレッジの型化とAI化を行い、コンサルティングの精度の向上による労働生産性の向上に取り組んでおります。この施策によりコンサルタントを即戦力化することで、今まで以上の速度で人員を増員することが可能となります。当該施策を踏まえ、アナリティクスコンサルティング事業のコンサルタントを中心に人員を拡充し成長を実現するとともに、デザイナーやコーポレート人員を継続的に採用することを計画しております。また、人員拡充に応じてオフィスの拡張も計画しております。そのため、2027年4月までに1,578百万円(2024年4月期：178百万円、2025年4月期以降：1,400百万円)を充当する予定です。

当社グループ及び当社グループのサービスの知名度向上及びプロダクト販売促進を目的とした広告宣伝活動を計画しております。LTVマーケティングのマーケットリーダーとして、3兆円超の市場であるインターネット広告業界の課題を解決し、LTVマーケティングへと転換することによる市場の変革を主導するためには、イベントの開催・登壇や広告出稿による普及活動が必要であると考えております。そのため、2027年4月までに187百万円(2024年4月期：36百万円、2024年4月期以降：151百万円)を充当する予定です。

なお、一般募集及び本第三者割当増資による資金調達(以下「本資金調達」という。)を行う背景としては以下のとおりです。

当社は、「革新的なマーケティングにより世界を牽引する企業になる。」というビジョンのもと、データとテクノロジーを活用し、LTVマーケティングを提供しております。さらなる事業成長を図るため、2021年12月に公表した中期経営計画に基づき、2022年4月期から2024年4月期を「LTVマーケティングのリーディングカンパニーとして、長期的な成長を実現するための事業基盤を構築。」する期間と位置付け、グループ経営体制への移行とLTVマーケティングの深化・深耕を行うべく、取得データの拡大や解析力の向上の他、LTVマーケティングの補完領域に係る技術強化により、既存顧客への提供価値向上とともに、新たな業界への展開や既存業界のシェア拡大のための成長投資を積極的に検討してまいりました。その結果として、アフィリエイト広告やソーシャル広告等の領域においてプロモーションの戦略立案から運用支援までを一貫して行うコンサルティングサービスを提供している株式会社ネットマーケティングを2023年3月に完全子会社化しております。

一方で、同社の子会社化に伴い株式取得額の全額に相当する5,370百万円の借入を実行し、相応に財務柔軟性が低下していることから、今後の機動的な戦略投資と継続的な成長を実現するため、当該資金調達を行うことといたしました。

本資金調達により、LTVマーケティングのリーディングカンパニーとして3兆円を超え成長を継続し今後も拡大が見込まれるインターネット広告市場を早期にLTVマーケティングへと転換し、長期的な企業価値の向上へと繋げてまいります。当社株式の市場流動性の更なる向上に加え、当社グループの中長期的な成長戦略を応援くださる投資家層が拡大することを期待しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	40,500株	754,859,250	東京都港区六本木一丁目6番1号 株式会社SBI証券

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、株式会社SBI証券が当社株主より40,500株を上限として借受ける当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、新聞等において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

3. 売出価額の総額は、2023年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格 (円)	申込期間	申込単位	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名 又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2023年4月21日(金) 至 2023年4月24日(月) (注) 1	100株	1株につき売出価格 と同一の金額	株式会社SBI証券 の本支店及び営業所		

- (注) 1. 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。
2. 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
3. 申込証拠金には、利息をつけません。
4. 株式の受渡期日は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同日とします。
5. 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、40,500株を上限として株式会社SBI証券が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)が行われる場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は上限を示したものであり、需要状況等により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、株式会社SBI証券が当社株主から借り入れた当社普通株式(以下「借入株式」という。)の返還に必要な株式を取得させるために、当社は、2023年4月10日(月)開催の取締役会決議により、株式会社SBI証券を割当先とする第三者割当増資(本第三者割当増資)を行うことを決定しております。

また、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2023年5月12日(金)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。(注))、借入株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。株式会社SBI証券がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、株式会社SBI証券の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、株式会社SBI証券は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って、当社普通株式について安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入株式の返還に充当した後の残余の借入株式については、株式会社SBI証券が本第三者割当増資に係る割当に応じることににより取得する当社普通株式により返還されます。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入株式の返却に充当する株式数を減じた株式数(以下「取得予定株式数」という。)について、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

株式会社SBI証券が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、株式会社SBI証券はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、株式会社SBI証券による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、株式会社SBI証券は本第三者割当増資に係る割当に応じず、申込みを行わないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2023年4月18日(火)の場合、「2023年4月21日(金)から2023年5月12日(金)までの間」

発行価格等決定日が2023年4月19日(水)の場合、「2023年4月22日(土)から2023年5月12日(金)までの間」

発行価格等決定日が2023年4月20日(木)の場合、「2023年4月25日(火)から2023年5月12日(金)までの間」

となります。

2 第三者割当増資について

前記「1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の株式会社SBI証券を割当先とする本第三者割当増資について、当社が2023年4月10日(月)開催の取締役会決議により決定した内容は、以下のとおりです。

(1) 募集株式の数は、当社普通株式40,500株とします。

(2) 払込金額は、1株につき、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される一般募集における発行価額(払込金額)と同一とします。

(3) 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。

また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

(4) 申込期間(申込期日)は、2023年5月12日(金)とします。

(5) 払込期日は、2023年5月17日(水)とします。

(6) 申込株数単位は、100株とします。

3 ロックアップについて

一般募集に関連して、貸株人であるMG合同会社並びに当社株主である小嶋雄介、浦矢秀行、千葉知裕及び松本将和は、株式会社SBI証券に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、株式会社SBI証券の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等(ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。)を行わない旨合意しております。

また、当社は、株式会社SBI証券に対し、ロックアップ期間中、株式会社SBI証券の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利又は義務を有する有価証券の発行等(ただし、一般募集及び本第三者割当増資による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、株式会社SBI証券はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

4 本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

2023年4月10日(月)開催の取締役会決議により決定された公募による新株式発行(一般募集)に係る募集株式数の一部が、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(一般募集における海外販売)されることがあります。

一般募集における海外販売の概要は以下のとおりです。

(1) 株式の種類

当社普通株式

(2) 発行数(一般募集における海外販売株式数)

未定

(注) 発行数(一般募集における海外販売株式数)は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定されます。

- (3) 発行価格
未定
(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。
2. 一般募集における海外販売に係る発行価格は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価格と同一とします。また、一般募集における海外販売に係る発行価額との差額は、引受人の手取金となります。
- (4) 発行価額(会社法上の払込金額)
未定
(注) 1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定します。
2. 一般募集における海外販売に係る発行価額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」に記載の発行価額と同一とします。
- (5) 資本組入額
未定
(注) 資本組入額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額(1円未満端数切上げ)を上記(2)記載の発行数で除した金額とします。なお、一般募集における海外販売の資本組入額は、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される資本組入額と同一とします。
- (6) 発行価額の総額(一般募集における海外販売に係る発行価額の総額)
未定
(注) 一般募集における海外販売に係る発行価額の総額は、一般募集における海外販売に係る引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- (7) 資本組入額の総額(一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額)
未定
(注) 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- (8) 株式の内容
完全議決権株式であり、株主の権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
- (9) 発行方法
一般募集の引受人が一般募集の募集株式を買取引受けした上で、一般募集の募集株式数の一部を株式会社SBI証券の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売することがあります。
- (10) 引受人の名称
株式会社SBI証券(主幹事会社)
S M B C 日興証券株式会社
- (11) 募集を行う地域
欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)
- (12) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
手取金の総額
一般募集における海外販売に係る払込金額の総額 未定
一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額 未定
一般募集における海外販売に係る差引手取概算額 未定
手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期
一般募集における海外販売に係る差引手取概算額と一般募集における国内販売に係る手取概算額及び一般募集と同日付の取締役会決議により決定された本第三者割当増資の手取概算額上限を合わせた手取概算額合計上限に係る手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期は前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の用途 (2) 手取金の用途」に記載の内容と同一とします。

(13) 新規発行年月日(払込期日)

2023年4月25日(火)から2023年4月27日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の5営業日後の日とします。

(14) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

株式会社東京証券取引所

安定操作に関する事項

- 今回の募集に伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
- 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

5 株式会社ネットマーケティングの株式取得について

当社は、一般募集及び本第三者割当増資による調達資金の一部を、株式会社ネットマーケティング(以下「本対象会社」という。)の株式取得に伴う借入金の返済に充当する予定です。

当社は、2023年3月6日に、本対象会社の全株式(自己株式を除く。)を総額約5,370百万円の金銭を対価として取得し、同社を完全子会社といたしました。なお、本対象会社は従前、メディア事業及び広告事業を運営していたところ、当社による株式取得に先立つ2023年3月1日、本対象会社は、株式会社withが設立した株式会社Omiai(本社：東京都渋谷区、代表取締役：清水 宏昭)に対して、そのメディア事業を吸収分割の方法にて承継しております。よって、当社は、広告事業のみを運営する本対象会社を完全子会社化したこととなります。本対象会社は、2023年4月末より当社グループの連結対象となります。したがって、2023年4月期の当社グループの連結貸借対照表には本対象会社の完全子会社化の影響が反映されます。一方で、2023年4月期までの当社グループの連結損益計算書及び連結包括利益計算書には、本対象会社の完全子会社化の影響は反映されません。

また、当社は、本対象会社の完全子会社化を機に、当社を分割会社、当社子会社(分割準備会社)を分割承継会社とする会社分割により、持株会社と事業会社に分割することで、当社グループを持株会社体制に移行することへの検討を開始しております。当社(持株会社)はM&Aやアライアンスなど戦略的かつ機動的に対応できる組織体制を構築し、グループ経営戦略機能の強化を図るとともに、各事業会社は各社の責任・権限のもと、事業環境に応じた自律的な経営を推進することにより、意思決定の迅速化及び機動的な事業運営を図ります。当社は持株会社体制への移行後も引き続き上場を維持する予定です。

持株会社の取締役体制は以下のとおり内定し、2023年7月頃開催の当社定時株主総会の議案として上程予定です。当社は、2023年中に移行を完了する予定です。

氏名	新職(予定)	現職
千葉 知裕	代表取締役社長	株式会社Mac bee Planet 代表取締役社長
松本 将和	取締役会長	株式会社Mac bee Planet 取締役会長
鞆江 佑介	取締役	株式会社ネットマーケティング 代表取締役社長
澤 博史	取締役	株式会社Mac bee Planet 取締役

注：取締役澤博史氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとする事項は次のとおりであります。

- ・表紙に当社のロゴマーク



を記載いたします。

- ・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、一般募集における国内販売の引受人の引受株式数及び引受人の手取金をいい、以下「発行価格等」という。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(新規発行株式の発行数(一般募集における国内販売株式数)、一般募集における海外販売株式数、発行価額の総額(一般募集における国内販売に係る発行価額の総額)、一般募集における海外販売に係る発行価額の総額、資本組入額の総額(一般募集における国内販売に係る資本組入額の総額)、一般募集における海外販売に係る資本組入額の総額、発行諸費用の概算額(一般募集における国内販売に係る発行諸費用の概算額)、差引手取概算額(一般募集における国内販売に係る差引手取概算額)、一般募集における海外販売に係る発行諸費用の概算額、一般募集における海外販売に係る差引手取概算額、本第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいい、以下「発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項」という。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://macbee-planet.com/ir/>)(以下「新聞等」という。)において公表します。なお、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(注1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金融商品取引法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(注2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(注2)に係る有価証券の借入れ(注3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

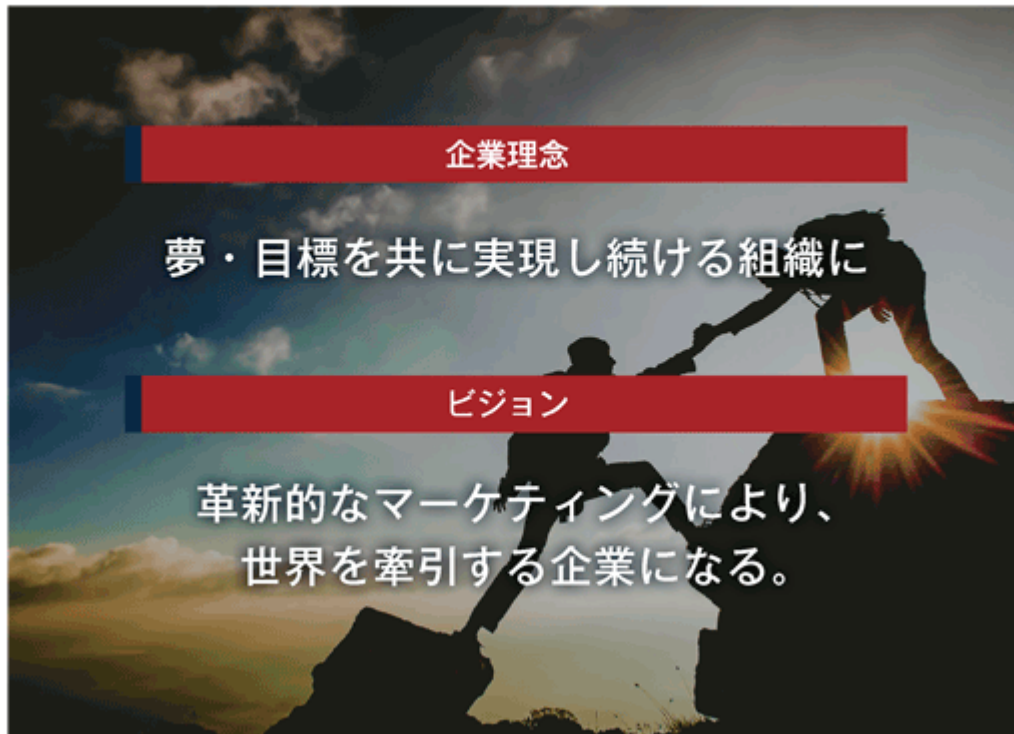
(注) 1 . 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2023年4月11日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2023年4月18日から2023年4月20日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。

2 . 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。

- ・先物取引
- ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除きます。)等の空売り
- ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り

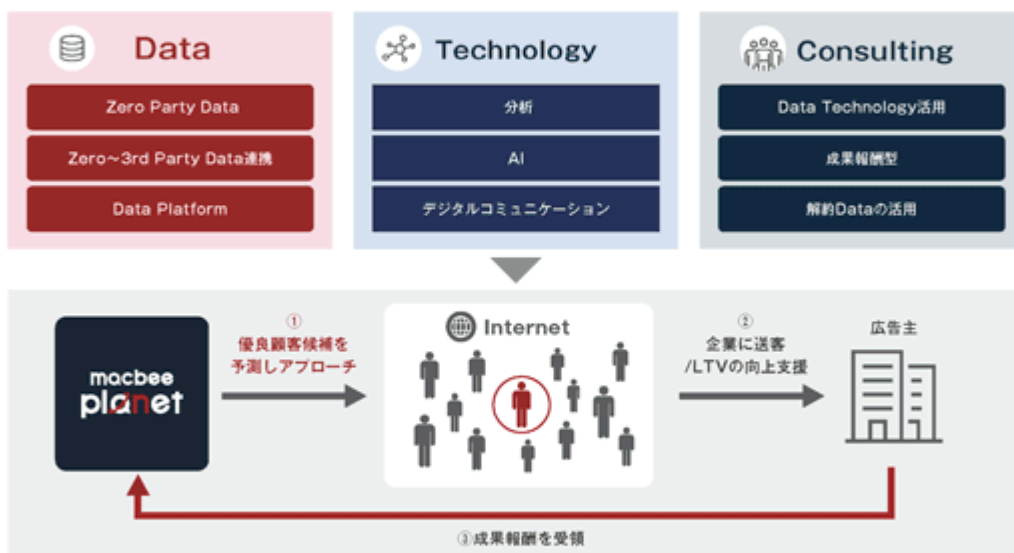
3 . 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みます。

- ・表紙の次に、以下の「企業理念・ビジョン」から「業績等の推移」までの内容をカラー印刷したものを記載いたします。



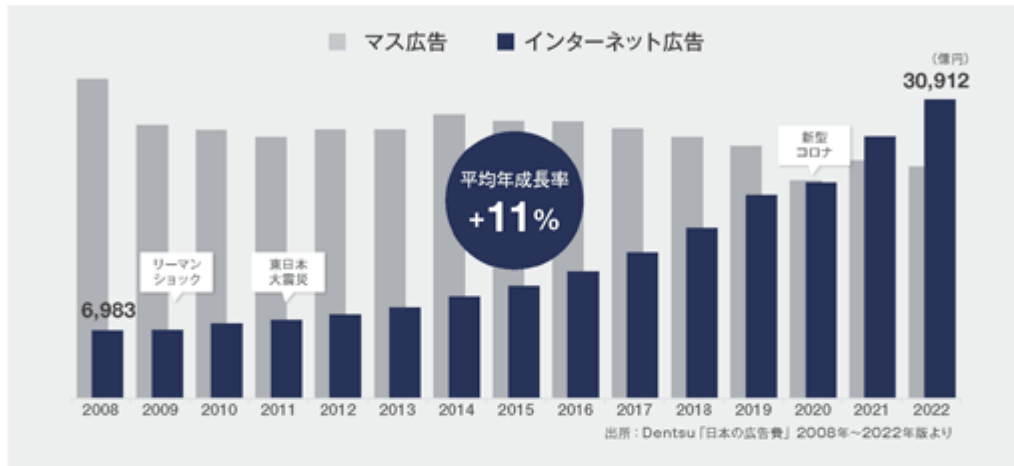
事業概要：LTVマーケティングとは

ユーザーの利用金額・継続期間を最大化するために
データを駆使したデジタルマーケティング。



対象市場：インターネット広告市場

広告予算のデジタルシフトが続き、
インターネット広告はマス広告（オフライン）を超える3兆円市場に。
数々の不況の中でも2桁成長を継続しており、今後も高い成長が期待される。



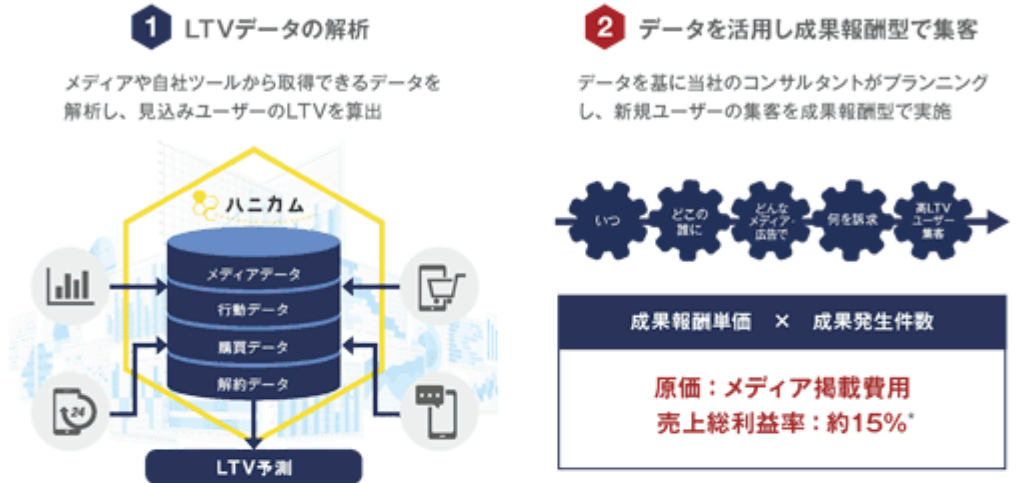
当社の実現したいこと：インターネット広告業界の転換

LTVマーケティングのマーケットリーダーとして、
インターネット広告業界の課題を解決し、
3兆円のインターネット広告市場をLTVマーケティングへ転換。



アナリティクスコンサルティング事業 (AC事業)

算出したLTV予測を基に成果報酬型で集客。



* 2020年4月期から2023年4月期第3四半期までのアナリティクスコンサルティング事業セグメント売上総利益率の平均値

マーケティングテクノロジー事業 (MT事業)

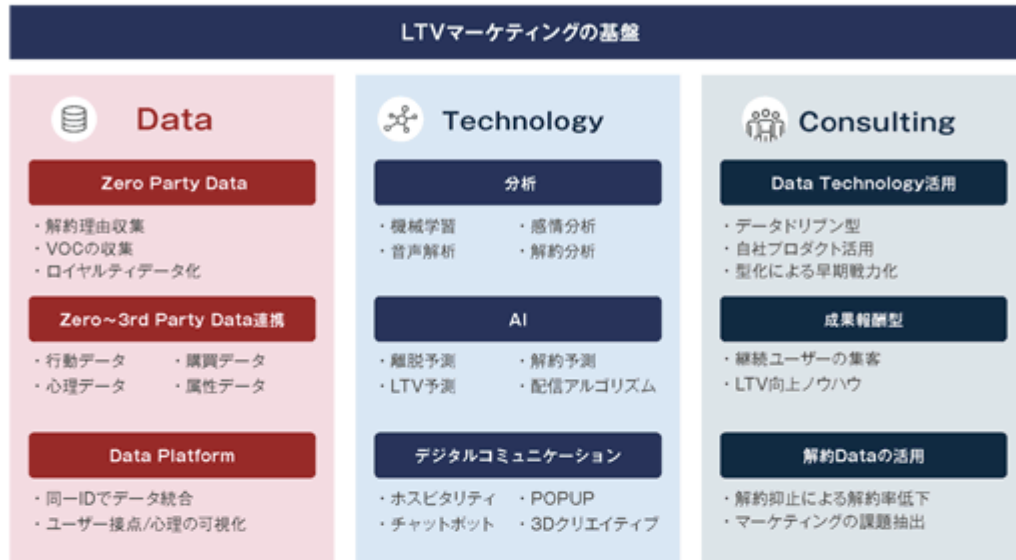
新規ユーザーのLTV向上と、既存ユーザーの解約率を低下させることでLTVを向上。
AIと3D技術を活用し、広告配信を最適化。



* 2020年4月期から2023年4月期第3四半期までのマーケティングテクノロジー事業セグメント売上総利益率の最低値が95%

競争力の源泉

データ、テクノロジー及びコンサルティングにより、LTVマーケティングを実現。



成長戦略

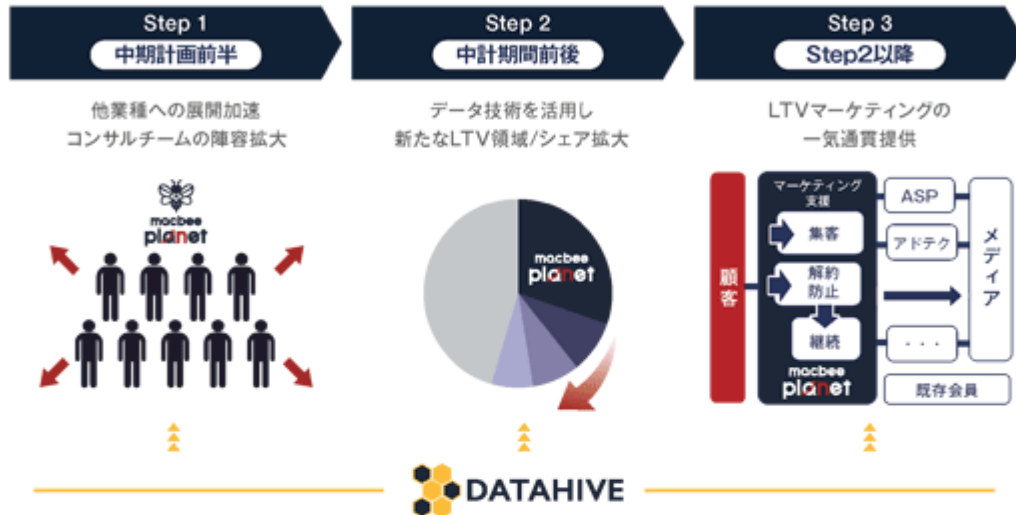
【基本方針】

プロダクトとAI技術を活かしてLTVマーケティングを進化・深耕することで、
LTVマーケティング市場を開拓し高成長を目指す。



M&A戦略

独自のデータ取得技術やテクノロジーを活用することで、
M&A先をバリューアップ。



ネットマーケティングの完全子会社化

2023年3月6日にネットマーケティングを完全子会社化。
当社のテクノロジーを活用し、バリューアップを行う。



対象会社	株式会社ネットマーケティング
取得持分	100%
事業内容	広告事業 アフィリエイト広告やソーシャル広告においてプロモーションの戦略立案から運用支援まで一貫して行うコンサルティングサービスの提供 ※同社の運営していたメディア事業（Omiai）は分社化済で、取得対象外

資金手当て*

全額銀行より
借入済

統合費用

2023年4月期4Q
と2024年4月期
に計上予定

正社員数

63名
(2023年3月時点)

業績連結

BS:2023年4月末
PL:2023年5月~
(予定)

* 詳細は2023年3月1日に開示した「資金の借入に関するお知らせ」参照

業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第3期 2018年4月	第4期 2019年4月	第5期 2020年4月	第6期 2021年4月	第7期 2022年4月	第8期 第3四半期 2023年1月
売上高 (千円)	—	—	—	9,779,066	14,425,397	14,087,035
経常利益 (千円)	—	—	—	785,556	1,233,518	1,507,953
親会社株主に帰属する 当期(四半期)純利益 (千円)	—	—	—	547,238	760,308	1,003,162
包括利益 (千円)	—	—	—	546,769	806,306	1,110,990
純資産額 (千円)	—	—	—	1,891,047	2,788,089	3,899,710
総資産額 (千円)	—	—	—	3,348,254	5,880,971	7,795,764
1株当たり純資産額 (円)	—	—	—	589.77	836.38	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	173.20	235.76	309.20
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	162.56	225.64	297.64
自己資本比率 (%)	—	—	—	56.3	46.1	49.1
自己資本利益率 (%)	—	—	—	29.0	33.1	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	36.84	25.70	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	773,848	744,703	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△168,900	△1,605,483	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△51,493	1,034,945	—
現金及び現金同等物 の期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	1,923,574	2,097,739	—
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	(—)	(—)	(—)	46 (10)	66 (5)	(—)

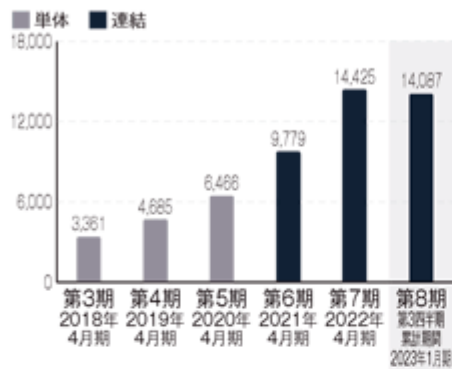
- (注) 1 第8期より連結財務諸表を作成しているため、それ以前については記載しておりません。
2 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3 従業員数は従業員であり、従業員数外の(外資)は、臨時従業員(契約社員及びアルバイト含む。)の年間平均雇用人員であります。
4 第8期より連結財務諸表を作成しているため、自己資本利益率は、期末自己資本額に基づき算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

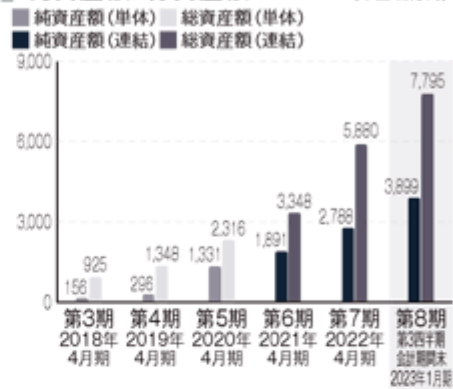
回次 決算年月	第3期 2018年4月	第4期 2019年4月	第5期 2020年4月	第6期 2021年4月	第7期 2022年4月
売上高 (千円)	3,361,812	4,685,217	6,466,028	9,776,532	14,063,445
経常利益 (千円)	108,978	195,754	364,076	790,230	1,275,074
当期純利益 (千円)	79,525	139,447	263,863	551,458	844,980
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	8,800	8,800	394,260	398,606	403,894
発行済株式総数 (株)	1,760	1,760	3,097,900	3,198,400	3,240,400
純資産額 (千円)	156,952	296,399	1,331,184	1,890,736	2,799,257
総資産額 (千円)	925,163	1,348,428	2,316,402	3,350,662	5,792,379
1株当たり純資産額 (円)	59.31	112.13	429.58	591.09	863.81
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	30.12	52.82	98.70	174.54	262.01
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	89.85	163.81	250.76
自己資本比率 (%)	16.9	22.0	57.5	56.4	48.3
自己資本利益率 (%)	68.1	61.6	32.4	34.2	36.0
株価収益率 (倍)	—	—	22.59	36.55	23.13
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	114,039	150,279	240,684	—	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△19,328	△27,537	△21,450	—	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	327,941	4,899	584,499	—	—
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	438,944	566,385	1,370,119	—	—
従業員数 (外、平均臨時雇用人員) (名)	26 (5)	45 (11)	53 (13)	44 (10)	53 (5)
株主総利回り (%)	—	—	—	286.1	271.7
(比較指標: TOPIX) (%)	(—)	(—)	(—)	(129.7)	(129.8)
最高株価 (円)	—	—	3,305	7,650	13,300
最低株価 (円)	—	—	1,615	2,020	4,315

- (注) 1 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第7期の期首から適用しており、第7期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
2 当社は、持分法適用対象会社が存在しないため、持分法を適用した場合の投資利益については、記載しておりません。
3 当社は2017年10月6日付で普通株式1株につき2株、2019年12月4日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
4 1株当たり配当額及び配当性向については、配当実績がないため記載しておりません。
5 第3期及び第4期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、新株予約権の残高がありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。第5期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、2020年3月31日に東京証券取引所マザーズ市場に上場したため、新株上場日から2020年4月30日までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
6 第3期及び第4期の株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
7 第3期以降の株価収益率については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、東京監査法人の監査証明を受けております。
8 第8期より連結財務諸表を作成しているため、第6期及び第7期の営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
9 従業員数は従業員(当社から社外への出向者を除く。)であり、従業員数外の(外資)は、臨時従業員(契約社員及びアルバイト含む。)の年間平均雇用人員であります。
10 当社株式は、2020年3月31日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、株主総利回り及び比較指標の最近5年間の指標は第6期以降に記載しております。なお、比較指標としては、当社が配当を実施していないため、配当込みでないTOPIXに記載しております。
11 第3期から第5期の株主総利回り及び比較指標は、2020年3月31日付で東京証券取引所マザーズに上場したため、記載しておりません。株主総利回りは第5期末の株価を基準として算定しております。
12 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロースにおけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズにおけるものであります。なお、2020年3月31日付をもって同取引所に株式を上場いたしましたので、それ以前の株価については記載しておりません。

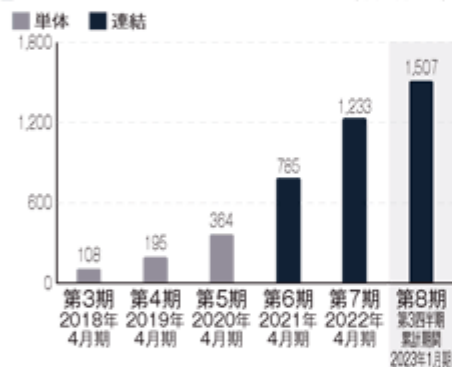
売上高 (単位:百万円)



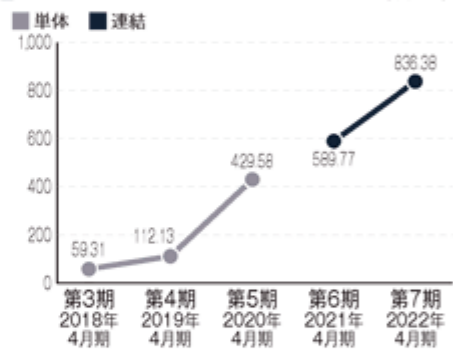
純資産額/総資産額 (単位:百万円)



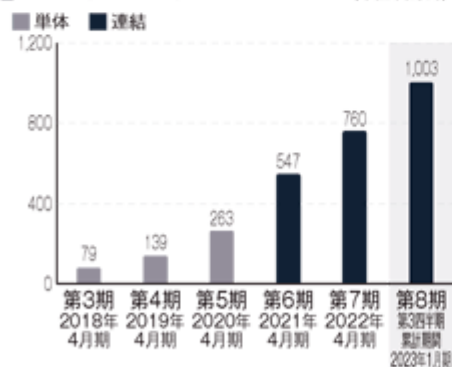
経常利益 (単位:百万円)



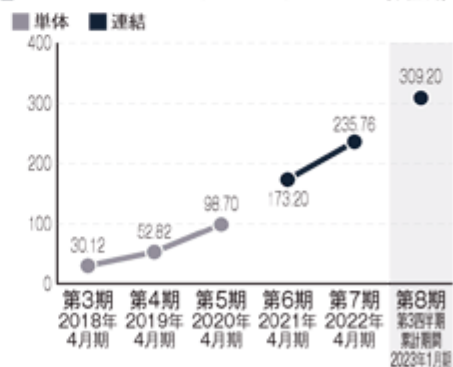
1株当たり純資産額 (単位:円)



当期(四半期)純利益 (単位:百万円)



1株当たり当期(四半期)純利益 (単位:円)



(注) 当社は2017年10月6日付で普通株式1株につき2株、2019年12月4日付で普通株式1株につき1,500株の株式分割を行っておりますが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

・「第一部 証券情報」の直前に以下の内容を記載いたします。

(株価情報等)

1 【株価、P E R及び株式売買高の推移】

2020年4月6日から2023年3月31日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



- (注) 1 . ・ 株価のグラフ中の一本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・ 始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・ 終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。
- 2 . P E Rの算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{1 \text{ 株当たり当期純利益}}$$

- ・ 1株当たり当期純利益は、以下の数値を使用しております。
 2020年4月6日から2020年4月30日については、2020年2月25日提出の有価証券届出書の2019年4月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
 2020年5月1日から2021年4月30日については、2020年7月29日提出の2020年4月期有価証券報告書の2020年4月期の財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
 2021年5月1日から2022年4月30日については、2021年7月28日提出の2021年4月期有価証券報告書の2021年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
 2022年5月1日から2023年3月31日については、2022年7月28日提出の2022年4月期有価証券報告書の2022年4月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【大量保有報告書等の提出状況】

2022年10月10日から2023年3月31日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者(大量保有者)の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の 総数(株)	株券等保有 割合(%)
小嶋 雄介	2022年12月26日	2023年1月4日	変更報告書	516,800	15.91

(注) 上記の大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場している株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照して下さい。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第7期(自 2021年5月1日 至 2022年4月30日) 2022年7月28日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第8期第1四半期(自 2022年5月1日 至 2022年7月31日) 2022年9月13日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第8期第2四半期(自 2022年8月1日 至 2022年10月31日) 2022年12月14日関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第8期第3四半期(自 2022年11月1日 至 2023年1月31日) 2023年3月16日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)までに、以下の臨時報告書を提出

(1) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2022年7月28日関東財務局長に提出

(2) 金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号及び第8号の2の規定に基づく臨時報告書を2023年1月25日関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記1の有価証券報告書の訂正報告書)を2022年8月4日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された事業等のリスクについて変更及び追加すべき事項が生じております。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____罰で示しております。

なお、当該有価証券報告書等に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

[事業等のリスク]

以下では、事業の状況及び経理の状況に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)現在において当社が判断したものであります。

(1) 当社グループの事業環境、事業内容及び法令規制に関するリスクについて

市場環境と競合企業について

当社グループが属する成果報酬型マーケティング市場は、着実に成長を続けており、同市場が引き続き拡大することが、成長のための基本的な前提として考えております。また、同市場においては、複数の競合企業が存在し、厳しい競争環境にあります。当社グループは豊富なノウハウに加え、テクノロジーを駆使することにより、差別化を図ることで、市場での認知を得ております。

しかしながら、同市場における新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、市場規模が想定したほど拡大しない場合、もしくは豊富な資金力を有する企業が新規に参入し、競争が激化した場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

市場動向やクライアントニーズの変化について

第7期有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、LTVマーケティング事業においては、メディアのあり方が多様化しているため、市場動向やクライアントニーズを的確に把握できず、対応が遅れた場合には、収益性が低下し、利益を圧迫する可能性があります。そのため、当社では、効率的な管理、新規プロダクトの開発、及び既存プロダクトの改善を継続し、収益性の向上に取り組んでおりますが、それらの取り組みが想定通りに進展しなかった場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

特定のクライアントへの依存について

第7期有価証券報告書「第一部 企業情報 第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおり、一部のクライアントに対する売上高が大きくなっております。今後、新規クライアントの開拓及び提供サービスの差別化を図ることにより、売上高の維持拡大に努めてまいりますが、競合企業が付加価値のあるサービス提供を行う等によって、新規クライアント開拓が思うように進まなかった場合には、特定クライアントへの依存は軽減されず、取引先の業績及び取引先との取引条件等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

第7期会計年度の主要な取引先は、SBIホールディングス株式会社(グループ会社含む)、株式会社スタイル・エッジであり、総取引実績に占める割合が全体の半分以上を超過している状況です。また、当社が2023年3月6日に完全子会社化した株式会社ネットマーケティングは、人材、美容等のクライアントに対する売上高が大きくなっております。そのため、上記リスクが顕在化した場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。なお、SBIホールディングス株式会社(グループ会社含む)との取引は、一部直接取引を行っているほか、株式会社セグメント等の代理店取引により行っております。

メディアとのパートナーシップの継続について

広告のメディア出稿において、一部の有力メディアとの取引が大きな割合を占めております。今後も有力メディア各社と良好な関係を構築してまいりますが、メディアの方針変更や、当社グループのサービスの陳腐化に起因し競合企業に対する競争力が低下すること等により、メディアとの関係性が変化する場合には、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

新しい広告手法の出現について

LTVマーケティングにおいて、その効果が把握しやすく、費用対効果も高いことから、これまで高い成長率を維持してまいりました。しかしながら、新しい広告モデルが開拓され、それが市場に受け入れられ、当社の対応が遅れた場合には、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

個人情報保護について

インターネットを規制する国内の法令として「個人情報の保護に関する法律」があり、当社グループでは、Cookie(クッキー)技術を利用し、当社グループと提携するWebサイトを閲覧したユーザーの行動履歴(アクセスしたURL、コンテンツ、参照順等)等を取得する可能性があります。現在のところ、当社グループの事業の阻害要因になっておりませんが、今後、インターネット広告に関するサービスを提供する上で新たな法令の制定や既存の法令が改正されたり、自主規制が求められたりした場合には、サービスの提供に制約を受け、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

法的規制について

当社グループの事業においては景品表示法、薬機法、医療広告ガイドライン等の法令規則及び諸規制の適用を受けております。今後、適用を受けている法令の改正や新たな法令の制定等が行われ、又は既存の法令等の解釈に変化が生じたり、もしくは、法令等に準ずる効力を持つ業界内の自主規制ルールが制定されその遵守を求められたりするような状況が生じた場合には、当社グループの事業展開に影響を与える可能性があります。

システムトラブルについて

当社グループのサービスは、Amazon Web Services(AWS)等のクラウド・サービスのサーバー等を利用し、インターネット上での広告配信、成果の管理等をシステム化しておりますが、使用するハードウェア、ソフトウェア、通信回線等の不具合、人為的なミス、さらにはコンピュータウイルス、停電、自然災害等によってサービスが中断し、当社グループ側の対応が適切に行われなかった場合には、信用低下や損害賠償請求等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

知的財産権について

当社グループでは、知的財産権の保護のため、原則的には、すべての知的財産権の取得を目指す方針ですが、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間及び費用がかかるなど、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループによる第三者の知的財産権の侵害については、顧問弁護士又は弁理士等と連携をとって、可能な範囲で調査を行い対応しております。しかしながら、当社グループの事業領域における第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できず、この場合には当社グループに対する損害賠償請求や、ロイヤリティの支払要求等が行われること等により、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

与信管理について

当社グループでは、取引先の選定にあたり事前の与信調査を可能な範囲で行った上で取引先に対して与信限度額を設定し、管理しておりますが、予測しえない取引先の財務状況の悪化により債権回収不能となった場合、経済的損失が発生し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 当社グループの事業体制に関するリスクについて

広告商材並びに広告表示の管理体制について

当社は、広告商材や広告表示に関して、「広告表示チェックリスト」等の運用ルールを設けており、その徹底した運用を図ることで法令遵守、公序良俗の維持に努めております。一例として、アダルト関連やギャンブル関連、靈感商法・悪徳商法とみなされるもの、風紀を乱し犯罪を誘発する恐れのある商材の取り扱いはいたしません。また、優良誤認や有利誤認、誇大表示が見受けられるような表示についても、チェックリストにより排除いたしております。しかしながら、当社グループの運用が徹底されず、これに違反するような広告の取り扱いが行われた場合には、レピュテーション等の影響も含めて、当社グループの事業展開及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

人材の確保・育成について

当社グループの事業は、業務の拡大に応じて、各分野における専門スキルを持った優秀な人材を確保し、維持する必要があります。しかし、適切な人材を十分に確保できず、あるいは従業員の流出が生じた場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

小規模組織であることについて

当社グループは、テクノロジーを活用したマーケティングを軸に、クライアントの売上を伸ばすためのコンサルティングを提供しており、2023年3月6日現在、従業員数(正社員のみ)133名(当社が2023年3月6日に完全子会社化した株式会社ネットマーケティングの従業員数も含みます。)と少数精鋭で事業を展開しております。クライアントのニーズに適時に対応できる柔軟な規模ではありますが、一方で、技術者の退職、長期病欠等の予期せぬ事態が起こった場合には、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

内部管理体制について

当社は、現在の事業規模に応じた内部管理体制を整備・運用しており、今後は事業規模の拡大に合わせ、内部管理体制も強化させていく方針であります。しかしながら、事業規模の拡大及び人員の増加に合わせ、適時に内部管理体制の強化ができなかった場合、適切な事業運営が行えず、当社グループの事業展開及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

個人情報の管理について

当社グループは、業務上クライアント等の情報を入手しているため、「情報システム管理運用規程」を定め、業務又はセキュリティ上必要なアクセス権限を設けて管理しております。また、個人情報保護法に対応するため、個人情報の適正な取扱いと厳格な管理を的確に行っております。しかし、何らかの事情で顧客情報が漏洩した場合には、当社グループの信頼失墜又は損害賠償による損失が生じ、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症について、現時点で同感染症による当社グループの事業に与える影響は限定的でありますが、今後感染が拡大し、終息までの期間が長期化した場合、市場の低迷、顧客の業績悪化による債権回収の停滞、従業員への感染等により、当社グループの業績等に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社では、新型コロナウイルス感染症拡大に合わせて、感染症対策の強化を図り、従業員の安全・安心の確保のもと、顧客へのサービス提供を滞りなく継続できる体制整備に努めております。

(3) その他

新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、取締役及び従業員に対して、業績向上に対する貢献意欲及び士気を高めるため、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権の権利が行使された場合には、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権の割合が希薄化する可能性があります。本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)現在、これらの新株予約権による潜在株式数は118,500株であり、発行済株式総数3,253,900株の3.6%であります。

配当政策について

当社は、株主還元と同時に、財務体質の強化や事業拡大及び競争力の確保を経営の重要課題として位置付けており、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題と認識しつつ、業績の推移、財務状況、事業計画に基づく資金需要等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら、経営成績に合わせた利益配分を基本方針としております。現時点では、いっそうの事業拡大を目指すことが株主に対する利益還元につながると考えており、当面の間は内部留保の充実を図る方針であり、配当実施の可能性及び実施時期等につきましては未定であります。

大株主について

当社の取締役である松本将和(同氏の資産管理会社であるMG合同会社を含む)及び小嶋雄介の所有株式数は、本有価証券届出書提出日(2023年4月10日)現在で発行済株式総数の57.5%を占めております。

両氏は、安定株主として引続き一定の議決権を保有し、その議決権行使にあたっては、株主共同の利益を追求すると共に、少数株主の利益にも配慮する方針を有しております。当社といたしましても、両氏は安定株主であると認識しておりますが、何らかの事情により、大株主である両氏の持分比率が低下した場合には、当社株式の市場価格及び議決権行使の状況等に影響を及ぼす可能性があります。

企業買収に関するリスク

当社は、事業基盤強化及び新たな事業展開を推進するため、2023年3月6日に株式会社ネットマーケティングを完全子会社化するなど、M&Aを実施しております。M&A実施後に事業の統合作業が計画どおり進捗しない場合、統合後の事業が期待されたシナジーや利益を実現できない場合、又はのれんの償却等により当社グループの業績が一時的に影響を受ける場合や、偶発債務や未認識債務等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、M&Aの実施にあたっては、対象案件について各種デューデリジェンスを綿密に行い、経営会議や取締役会において十分な検討をしております。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社Macbee Planet 本店

(東京都渋谷区渋谷三丁目11番11号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部 【特別情報】

該当事項はありません。